

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年5月12日（木） 午後1時27分～午後3時53分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、三ツ石副委員長、中村、井上、井之川、大島 各委員
- 4 説明者 山田都市建設部長、武井建設課長、木暮建築住宅課長、渡邊都市計画課長
山口経済部長、青柳産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務局長、生方観光交流課長
- 5 事務局 原事務局長、倉澤主査
- 6 議 事 (1) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
(2) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換
(3) 経済部各課の所管・調査事項報告
(4) 経済部各課の調査事項検討・意見交換
(5) 今後の日程について

7 会議の概要

※開会前に市長挨拶あり

(1) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

○委員長 はじめに、次第(1)都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 建設課

・所管・調査事項報告

○委員長 まず、建設課の所管に係る事項について、報告願う。武井建設課長。

○建設課長 建設課所管調査事項の報告をさせていただきます。

調査事項1の「沼田市公共施設等総合管理計画の一部改訂（令和4年3月改訂）における建設課関連箇所に係る説明について」であるが、建設課における関連箇所については、主な改訂箇所の1番の「対象施設（公共施設・インフラ）を修正、保有施設量の推移を追加」が該当となる。

改訂された公共施設等総合管理計画の5ページを御覧いただきたい。本計画の対象となるインフラの道路、橋りょう、上下水道施設について現在の施設の推移を改訂させていたでている。なお、計画内で同じインフラ項目であるので、上下水道施設についても併せて報告させていただきます。表では2段書きとなっているが、括弧内の数値が今回の改訂後の数値となっている。道路の市道については139万8,214メートル、橋りょうについては305橋、上水道施設については、上水道管路が16万6,563メートル、簡易水道管路が43万3,403メートル、下水道施設については、公共下水道が13万2,448メートル、特別環境保全公共下水道が9万8,391メートル、農業集落排水が4万1,518メートルとなる。

以上、建設課の調査事項報告となる。

○委員長 説明が終わった。委員の皆さんより質疑を受けたいと思う。沼田市公共施設等総合管理計画の一部改訂における建設課関連箇所に係る説明について。

○井之川委員 今、数字はみんな分かったが、その新しい数字に変わった原因というか、

どうしてこうなったのか、というのを教えてほしい。

○建設課長 当初の計画、前の計画が平成29年度の数値等であるが、それから今回の数字が令和2年度ということで、その間、建設課の部分で市道に関しては、差が1,745メートル、実延長が短くなっているが、これについては、道路台帳補正等で電子統合化した関係で延長が短くなっている。橋りょうについては、8橋が減となっているが、これについてはその間、道路認定の廃止等による減、あとは市町村境で他市町村へ管理替えを行った橋、もしくは土地改良事業で廃止になった等があり、それが8橋である。

○井之川委員 分かったが、上下水道とかは年々、延ばしたり減らしたり、そういう数字が積み重なってこういうふうになったという理解でいいのか。

○建設課長 これは、その間工事を続けているので、その関係で上下水道管路部分については、増ということが増えていていると思う。

○井之川委員 今回の計画は総合管理計画ということで、そういうインフラを今後どうしていくかということになるわけだが、そういう点、長寿命化とか、そういう立場でいろいろ計画があるわけだが、それは全く変わっていないと。こういう管理する長さとかは変わったけれど、今後の、それに対する方針は変わっていないということによろしいのか、確認させていただきたい。

○建設課長 この総合管理計画の数値の変更ということであって、それに伴うインフラの個別の計画というのは委員のおっしゃるとおり、橋りょう長寿命化計画、トンネル長寿命化計画等で、個別に行っているの、そちらは変わりなく行っている。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で建設課を終了する。

イ 建築住宅課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、建築住宅課の所管に係る事項について、報告願う。木暮建築住宅課長。

○建築住宅課長 沼田市公共施設等総合管理計画の一部改訂における建築住宅課関連箇所について説明する。

まず4ページであるが、公営住宅の延べ床面積が2万1,720平方メートルから2万1,014.82平方メートルに変わった。これは、老朽化した市営住宅を解体し、また谷地端団地の新築を反映したものである。

次に88ページであるが、これは参考として、新たに追加されたページである。平成29年度以降の主な取組について、市営住宅は平成30年に谷地端団地を新築し、令和元年度から令和3年度にかけて東下原団地ABC棟を大規模改修したことが記載されている。一番下に書かれているとおり、令和元年度に市営住宅長寿命化計画を改訂した。

次に89ページであるが、これも参考として、新たに追加されたページである。令和元年度において、公営住宅の維持管理費は、2,179万2,000円かかったことが記載されている。

建築住宅課関連の改訂内容は以上である。

○委員長 報告が終わった。委員の皆さんより質疑を受けたいと思う。沼田市公共施設等総合管理計画の一部改訂における建築住宅課関連箇所に係る説明について。

○井之川委員 88ページの、今説明のあった公営住宅の谷地端団地であるが、東下原団

地は長寿命化計画ということで、ここのところ毎年予算化されていて、大規模改修が行われてきたので承知しているが、この谷地端団地の更新というのはどういう意味か。

○建築住宅課長 古いものを壊して新築をした。2棟である。2棟というのは、共同住宅を2棟であるので、16戸である。

○井之川委員 谷地端団地は、前は長屋でたしか3棟あったと思うが、これをきれいにして新しい住宅になったが、今回の住宅、新しい方の住宅は、前と比べていろいろな特徴があると思うが、高齢者の方と若い人が一緒に住めるとか、そういう話があったのだが、今回更新された新しい住宅は寿命というか、それは何年と考えているのか、ということと、利用者数は前の住宅よりも、利用できる数というか、減っているのか。この更新の関係で、その辺が分かれば教えてもらいたい。

○建築住宅課長 まず、寿命であるが、準耐火建築物であるので45年が耐用年数となっている。利用戸数は、解体前は18戸であり、新築したものは16戸である。特徴であるが、間取りが1LDKから3LDKまである住戸になっており、高齢者の方が一人で住んだり、家族、ファミリー世帯が住めたりということで、いろいろな世帯が住めるような形になっている。

○井之川委員 あの住宅は、一般の人が普通に入っていい住宅なのか。廊下に入るのにドアがある。なんとなく入りづらい。私も知り合いが入っているのだが、その知り合いの人が何号室に入っていると教えてくれなかったので、ちょっと探しに行ってみたが、入っていいのか悪いのか、という仕組みになっている。あれはドアを開けて入って行っているのか。前のところとか、ほかの住宅と違う造りになっているという感じがする。意図があっただけでああなっているのかと。

○建築住宅課長 用事がある人だけが入るようにしていただきたいということで、不審者とかは入らないように、入り口が一つとなっている。ご用がある方は玄関のところまで入っていただいて結構である。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ以上で建築住宅課を終了する。

ウ 都市計画課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、都市計画課の所管に係る事項について、報告願う。渡邊都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課から、大規模土地開発事業計画についてを報告する。

群馬県知事から沼田市長宛てに、大規模土地開発事業計画協議書に係る意見照会が令和4年4月15日付けであった。計画名は、沼田ウェストパーク一般廃棄物最終処分場事業で、開発面積36.6ヘクタール、開発区域は、沼田市佐山町地内、事業者は、株式会社ウィズウェストジャパンとなっている。4月27日に群馬県による現地調査が行われ、沼田市からも関係課の職員が参加した。現在、意見照会に対する関係課の回答を取りまとめているところである。今後、群馬県において、市への意見照会とあわせて、群馬県土地利用対策会議による審査、指導を経て、問題点等の解消が図られた後、群馬県大規模土地開発事業審議会への諮問、答申を受け、知事から業者への通知と手続が進んでいくものと聞いている。

次に、調査事項について報告する。

沼田市公共施設等総合管理計画の一部改訂における都市計画課関連箇所に係る説明について、沼田市公共施設等総合管理計画改訂版4ページを御覧いただきたい。

公園の項目に変更があるが、この公園の数字は、都市計画課所管の都市公園、緑地のほか、農林課、スポーツ振興課等、他の所管分も含んだものとなっている。改訂にあたって、都市計画課所管の都市公園等に数値の変更はない。

次に、追加の参考資料、89ページを御覧いただきたい。公共施設の維持管理経費として、公園の欄に9,913万3,000円の記載があるが、このうち、都市計画課所管の公園管理費は、8,027万9,000円であった。説明は以上となる。

○委員長 報告が終わった。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。まず報告事項について、大規模土地開発事業計画について。

○井之川委員 4月15日付けで市のほうに照会があったということであるが、現地調査も共同でしたということであるが、市町村に構想書が来て、その可否について市が検討して、市が可とすれば前進すると、否とすれば県は受け付けない、というふうになっていると思うが、沼田市としては今回の構想についてどちらの方向で意見を出す予定なのか教えてもらいたい。

それから、構想書というのが、これは前に環境課のほうから議会にも資料が出たが、今回の大規模開発で出てきた資料として、普通は構想書が来ていると思うが、それは委員会にいただくわけにはいかないのか、伺いたい。

それから、今後、先ほど課長が説明したように、市が可という判断をすれば県が受け付けて事前協議が進んでいくということになると思うが、そういう県がやることなのだが、市で、例えば開発事業区域内の地権者同意が90%以上とか、最後の段階では100%の用地の取得がされているかどうかとか、こういうことがあるわけだが、そういう点については、市のほうでも情報はつかんでいるのか伺いたい。

○都市計画課長 まず一点目の、回答書の可否について、もう決まっているのかという質問であるが、今回のこの大規模土地開発事業に対する市長への意見照会というのは、それぞれ市の所管が法令上その開発行為に問題があるかどうかというものを回答するものであって、その事業そのものについて云々、というものではない。

それから2番の構想書の開示というものであるが、こちらのほうも大規模土地開発事業とは別に一般廃棄物のほうの手続の中での作業ではないか、という気がするが、現在この大規模土地開発事業についての申請書を開示するという状況にはないのかな、と思っている。

それから3番の土地購入についての情報を持っているかということであるが、申請書の中には取得済みというか、そういった情報も入っていたが、そのほかの土地についての交渉の状況というのは、こちらでは把握していない。以上である。

○井之川委員 意見照会があったということで、県のほうの大規模土地開発条例の第7条で事前協議をやることになっているが、その中で市町村に構想書を提示して、可否について検討してもらおうと。そして意見を聞くわけである。県が市に対して。それで市が大丈夫となれば、県が構想書を受け付けるという流れになっているが、その辺は、今、法的にという話があったが、法的にでもあるし、いろいろな市としての意見として、可否について検討しろというふうに意見が照会されているわけであるから、どちらかの判断をすると思

うが、そういうことではない説明であった。市としても、いいですよとか、駄目ですよとか、そういう意見を出すことなのではないか。もう一回確認をさせていただきたい。

それから、廃棄物処理場の関係の事前協議がずっと行われてきて、それが一段落したので大規模開発の関係が出てきたのだと思うが、廃棄物処理場の関係では、環境課のほうから、業者から出た図面というものは提示されているのだが、市町村に構想書を提示と条例はなっているが、その構想書というものがどういうものかよく分からない。見たことがないものであるから、そういうものが来ているのであれば、委員会に見せていただくのでもいいのだが。どういうものなのかが分からない。図面なのか、それとも一冊の書類から何かから全部あつて構想書となっているのか。その辺が分からないので、見せていただくわけにはいかないのかと。説明していただければいいのかもしれないが、ものがあれば見せていただきたいという感じがするので、聞いた。もう一度お願いできればと思う。

あとは、先の事前協議が進んでいって、土地利用対策会議等で審査がされてからいろいろ進むと思うが、そういう審査が終了して、実際に業者にこの大規模開発の許可が下りるには、先ほど言った地権者同意とか、100%用地取得とかがあるわけだが、そういう段階になれば市も状況は把握できるということなのか。教えていただきたい。

○都市計画課長 休憩願う。

○委員長 休憩する。

午後1時55分～1時58分

○委員長 会議を再開する。

○都市計画課長 先ほどの構想書について、構想書自体は持っていないので、開示のほうはできない。可否についても、環境課のほうの手續についてどんなものがあつたか分からないが、都市計画課としては可否についての問合せ、回答をしたという経過は今のところない。現在、事前協議の照会を受けているということで、事前協議書の内容で指摘の点があれば言ってほしい、という状況になっているところである。

それから、土地の保有の状況が分かるかということであるが、今回の手續の中では、できないということになるかと思う。今回、あくまで県の手續の中の市町村への意見照会に対する事務を行っているという状況である。

○井之川委員 市の今の状況は分かった。しかし、群馬県のホームページを見て大規模土地開発条例があり、業者からの申請が出ればどういうふうになると説明が書いてあるわけなのだが、その中に、最初の段階で市町村に構想書を提示して、可否について検討してもらおうと。そして市町村が可という判断をすれば県が受け付けると書いてある。だから、それを確認してもらえないか。後でいいので。そういうふうにホームページに書いてあるが、今回の場合はそうならないと委員会から意見が出たが、どういうことかと。

○都市計画課長 確認の回答は、直接委員に回答するのでよろしいか。

○井之川委員 次回の委員会でよいのではないか。

○都市計画課長 おそらくの話になってしまうが、今回この、いわゆる大規模土地開発事業の中でも、同時に廃棄物等処理施設の手續というのがある。そちらの手續で構想書の提示であるとか、済んでいるという解釈で、今回省略されたのか、という気がしている。実際に廃棄物については、市長の意見書というのを既に環境課のほうで出しているため、それが変わったものになるのか、という認識でいる。

○井之川委員 そうであれば結構であるが、委員会とすれば、一般廃棄物最終処分場の関係で事前協議が行われてきたが、それは聞けなかったわけである。委員会の担当ではないから。今回、同じところの土地の開発のことで都市計画課のほうに大規模土地開発で出ていたので、その内容とすれば、所管としてきちんと聞けるわけである。そういうことで聞きたかった。開発の内容が分かって、都市計画課のほうで大規模土地開発としてこういうものが出てると、報告してもらえれば質疑もできるのでよかったと思ったが、あちらで出ているからこちらは省略、ということであれば、大規模土地開発の関係ではそちらの資料を見て省略されているだけであれば、次回聞けるかと思っている。ぜひ、省略ならば省略でよいが、便宜上の省略であって、大規模土地開発としては、たまたま重なったので省略しているというようなことであれば、もう一度また確認をしたいので、その正確なところを、次回委員会で結構なので、教えてもらえればありがたい。

○委員長 その辺は確認して、次回の委員会で報告願う。

ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項に移らせていただく。沼田市公共施設等総合管理計画の一部改訂における都市計画課関連箇所に係る説明について。

よろしいか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で都市計画課を終了する。

上下水道経営課・上下水道整備課については報告事項がないので、以上で都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局から説明があった6月2日の議会運営委員会で正式な日程が決まるが、候補日としては6月16日ということで承知いただきたい。これについてはよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

なければ、そのように決定する。

以上で都市建設部を終了する。

（当局退室）

（2）都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 次に、次第（2）都市建設部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員はあるか。

○井之川委員 今、保留になった大規模土地開発事業の関係で、もう一度聞きたい。

○委員長 そういったものがあったのか、あったら説明願えればと。

○井上委員 確かに書いてはある。

○井之川委員 ちゃんとそうなっている。だから、省略したのだと思う。

○委員長 だから、こういうことで省略した、というのであればその報告をしっかりといただかないと。

○大島委員 省略ではなくある。ただ、報告を県のほうが出したのではないか。環境のほうだけで。

○井上委員 構想書が環境課に出ている可能性がある。

○中村委員 大規模開発とは別に。

○井之川委員 大規模開発は大規模開発でまた所管が違う。一般廃棄物ではないから。向こうは個別にやっているわけだ。例えば大規模開発はスキー場とかゴルフ場とかがあるが、一般廃棄物の処分場としてやるということで、環境課が個別にやっている。本当は、スキー場とかゴルフ場であれば都市計画課がやるのだろうけれど。ごみ処理場だから環境課がやっているのだけれど。県は、本当はよこさなければ駄目である。都市計画課に。環境課にやっただけからいい、と省略したのではないか。市長の意見を聞くということだから、環境課だろうが、都市計画課だろうがどちらでもよいと。県のほうが。

こちらは、ここでこういう構想書が出ていると言え、それについて聞けるわけだが。環境課に出てきてくれとはできない。

○大島委員 そう別だ。所管が違うから。開発の土地のも、やはり悪用するようなこともあり得るから。この土地を先に買っておこうとか。それもあるので多分。

○中村委員 県のマニュアルの中で一つ一つの手続になってくるが、市のほうの所管だと環境と大規模開発。都市計画課にしてみると構想書の関係は分からない、という話になってしまった。まあ、確認してもらえればいいことである。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 この間聞いた、街なかの土地区画整理事業で、あそこに1軒残っている。

○委員長 鳩小屋のある。

○井之川委員 壊すと思ったら、残っている。

○井上委員 でも移転すると言っていた。

○大島委員 場所が、代替が決まっても引っ越しをする準備ができていないのでは。

○委員長 全部移転は決まると、この前言っていた。

○井上委員 1軒だけ残るのではなく、移転はすると言っていた。

○大島委員 普通残るのなら言う。1軒残りますよ、と。

○井上委員 そのままというわけにはいかない。

○井之川委員 もう少し残っていると、みんなに聞かれる。何であそこだけ。

○委員長 それでは、どうなっているか、にするか。大体いつぐらいに、というのがあればそれを言ってもらえれば。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で都市建設部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

5分ほど休憩を入れ、経済部を始めたいと思う。事務局。

○事務局書記 この段階で、先ほどの2点の調査事項について確認させていただければと思う。

1点目、都市計画課に対して、固有名詞等は精査させていただくが、「大規模土地開発事業に係り市に提出される構想書の内容について」でよろしいか。

○井上委員 提出された。

○中村委員 構想書について、でよいのでは。それが済んでいなければ今の段階までは進めない。

○大島委員 知らない、と言っているからおかしい。

○井之川委員 知らない、のではなくて、普通なら決まっているから出てくるのだが、環境課に出ているから省略されたのだろう、と言ったわけだ。省略されたなら環境課に出て

いるものを出してもらえばいい。

○大島議員 構想書について、でよい。

○井之川委員 提出された、とわざわざ書かなくても。提出されていないと言っているから。

○井上委員 大規模土地開発事業に係る構想書について。

○井之川委員 省略して、環境課に出したのがそうですよ、ということになれば、環境課に都市計画課がもらって、ここに出せばいい。

○事務局書記 それでは1点目は、「大規模土地開発事業に係る構想書について」という内容でお世話になりたいと思う。

○井之川委員 はい。

○事務局書記 2点目であるが、街なか土地区画整理事業、あちらは、上之町か……

○大島委員 何街区だ。（「3街区だ。」の声あり）

○中村委員 3街区の進捗状況について。

○事務局書記 それでは、土地区画整理事業に係る3街区の進捗状況について。

○井之川委員 はい。

○委員長 それでは、休憩する。

午後2:15～2:23

(当局入室)

○委員長 会議を再開する。

(3) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 次に、次第(3) 経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 産業振興課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、産業振興課の所管に係る事項について、報告願う。青柳産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、産業振興課の所管について報告する。

所管・調査事項報告の1ページを御覧いただきたい。

始めに、報告事項について報告する。

まず、1の電子地域通貨 t e n g o o ステップアップキャンペーンについて報告する。t e n g o o については、5月1日から10%プレミアムチャージキャンペーンを実施しているが、来月6月はステップアップキャンペーンを予定しているので報告する。令和3年8月16日から9月15日までの期間で実施した第1弾、令和3年12月15日から令和4年1月16日までの期間で実施した第2弾に続く、キャンペーン第3弾となる。実施内容は第2弾と同じであるが、なるべく多くのお店で使っていただくと、0.5×店舗数の還元率で7月8日に t e n g o o のプレミアムポイントが還元される、というものである。還元率の上限は20%、還元額の上限は20,000てんぐーになる。ポイント還元額費用の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を計画している。1の電子地域通貨 t e n g o o ステップアップキャンペーンについては以上である。

続いて、調査事項について、報告する。1の勤労青少年ホームにおける事業の継続についてどのようになっているのか、についてであるが、2ページに概要資料を付けさせてい

ただいた。まず1の沼田市勤労青少年ホームについてであるが、勤労青少年ホームは、勤労青少年の福祉増進と健全な育成を目的に、昭和50年に建設されたが、施設の老朽化、勤労青少年福祉法改正による設置努力義務の廃止、勤労青少年、市内で働く30歳未満の者の利用の減少などを理由に平成30年度末に廃止しており、令和4年度中の解体除却を予定している。資料の2で、廃止後の勤労青少年事業の経過についてまとめた。(1)が勤労青少年ホーム主催事業になる。主催事業は教養講座と軽スポーツ教室になる。教養講座は、令和元年度はテラス沼田6階市民活動センターで実施していたが、令和2年度までで当課の事業としては廃止している。理由としては、30歳以上の受講者が大半であり、勤労青少年事業としての趣旨は薄れたと判断したものである。うち、書道、フラワーアレンジメント、英会話初級、英会話中級の4講座は、生涯学習課に引き継いでいる。現状では、コロナ禍で思うように開催できていない状況とのことであるが、今後はコロナの状況を見て実施予定とのことである。エアロビック、トランポピクスなどの軽スポーツ教室は、令和元年度からテラス沼田7階の、ミズノウエルネス沼田に会場を移し、また、(2)になるが、勤労青少年体育センター主催事業のスポーツ教室については、引き続き勤労青少年体育センターで実施していたが、いずれも令和2年度末までで廃止している。講座の引継ぎについては、ミズノウエルネス沼田の指定管理を所管する財政課、スポーツ振興課と協議し、可能なものは続けていただくようお願いしている。継続の状況について、ミズノスポーツ沼田は指定管理の中で独自の講座を展開されている状況である。スポーツ振興課は、体育協会への委託で元々取り組んでいる事業と重複する部分もあり、新たな講座の追加は難しい状況であるが、引き続き関係各課と情報共有はしてまいりたいと考えている。

調査事項1 勤労青少年ホームにおける事業の継続についてどのようなになっているのか、については以上である。

次に、2の横塚工場適地における企業誘致の進捗状況についてであるが、3ページが概要資料となっている。横塚工場適地については、東部14ヘクタールの整備が課題となっているが、現在、群馬県による新規産業団地造成候補地選定を視野に入れた整備に向け、作業を進めている。候補地に選定されるとすれば、今年度8月頃になる予定である。選定された場合、群馬県企業局など事業実施主体が事業化に向けて検討を行い、知事同意による事業化の末、事業が実施されることになる。本市としても、県と連携して必要な作業を進める必要があり、令和3年度は、文化財の試掘調査を実施した。今年度は企業誘致推進室を立ち上げ、組織体制の強化を図っているところであるが、土壌汚染調査、地権者調整など行う予定である。なお、過日データセンター誘致についての新聞報道があったが、国がデータセンター候補地の募集を行っており、横塚工場適地は募集の要件に合致し、産業団地整備と並行して進めることができるのではないかと判断し、県と協議して応募をした経過である。現状では経済産業省のホームページに候補地として掲載されるにとどまっている段階ではあるが、今後の国や企業の動きを注視してまいりたいと考える。以上のとおり、横塚工場適地への企業誘致は、現状ではまだ先になるが、企業誘致による産業基盤整備が図られるよう、県と連携し、取り組んでまいりたいと考えている。

調査事項2 横塚工場適地における企業誘致の進捗状況については以上である。

次に、3のロシアのウクライナ侵攻による産業における被害についてであるが、2月24日のロシアによるウクライナ侵攻以降、ウクライナ情勢は緊迫した状況が続いている。

日本経済への影響として、エネルギー価格の高騰や、円安の加速、株価下落による影響、対ロシア貿易の制限による金属などの国内価格の上昇による企業収益や家計への圧迫、基幹産業のサプライチェーン全体への波及などが、懸念されている。本市産業においても、新型コロナウイルス感染症の長期化に、ウクライナ情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格高騰などの影響が重なり、状況はさらに厳しくなっていると推察している。現在のところ、事業者からの、ウクライナ侵攻の影響についての相談は、比較的少ないように認識しているが、今後においても、地域経済の状況を注視し、商工会議所や商工会と連携しながら、引き続き事業者への支援に努めてまいりたいと考えている。

産業振興課の所管・調査事項の報告については、以上である。

○委員長 報告が終わった。委員の皆さんより質疑を受けたいと思う。まず、電子地域通貨 t e n g o o ステップアップキャンペーンについて。

よろしいか。（「なし」と叫ぶ者あり）

それでは調査事項に移らせていただく。まず、勤労青少年ホームにおける事業の継続についてどのようになっているのかについて。

○井之川委員 状況は分かった。それで最初に四、五年前、勤労青少年ホームの廃止をするという話が出てきたときに、当時の担当といろいろ協議したが、建物は壊すが、事業は継続をしていくというような説明であったし、かなりそこは多くの議員が追及したが、それは、新しい代替施設を使いながら、事業を継続していくという話だったのだが、やはり3年もするとなくなってしまうのだな、と。現実が分かった。当時の担当はもういないのだから、今の担当の人は大変というか、現状に合わせてこういう結果になっていると思うが、行政の継続的な事業運営ということを見ると、やはり、あのときのことはうそだったのだなということになってしまうわけではないか。でも実際はもう廃止をされているということなので。ただ、勤労青少年がいないのかということ、かなりまだ、人口が減ったり、少子高齢化にはなっているが、沼田市でも多いわけではないか。当局は、勤労青少年というのは人口としては何人くらいいるのかというのは、押さえていけば教えていただきたいと思いますし、今までの事業を見ると、数も多かったというのものもあるが、半分くらいは青少年が趣味でやっていることと、それと健康のためにやっていることと。勤労青少年だが、自分が勤労者ということで、働くための技術だとか、技能とか、職場での働き方、人との付き合い方とか、そういうのを学べるような講座みたいなものがほとんどなかったわけで、これからは勤労青少年に必要なものはどういうものかということで、今までの事業は廃止になっているが、勤労青少年が決していなくなったわけではないので、勤労青少年向けの事業というのは考えていく必要があるのではないかと思う。その点についての考えを伺いたいと思う。

○産業振興課長 まず、事業については、建物は壊すが事業は継続するというところであるが、その時点ではそのような考え方で進めてまいったところであるので、当局の話がうそだったというわけではない。実際、令和元年度、令和2年度と市民活動センターに場所を移し実施をしてまいったが、実施状況を見たときに、利用については30歳以下の勤労青少年ではなくて、特別利用というか、カルチャーセンター的な受講者が多い中で、市のほかの事業、生涯学習課が担っている部分、スポーツ振興課が担っている部分、また、指定管理としてのミズノウエルネス沼田が担っている部分で担っていくべきものとして講

座については中止したという経過であるが、また、勤労青少年ホームの集いの場というか、集まって相談・支援をする場所としては、市民活動センターであるとか、各地区のコミュニティセンターなど市民協働のところで推進していく動きもある中で、教養講座・スポーツ講座については中止・縮小をしたというものである。

次の質問のところで、勤労青少年の人口についてであるが、現在数字を持ち合わせていない。

こうした趣味というか健康の部分については、庁内のほかの部署の事業にシフトしていくような方向で動いているところではあるが、勤労青少年が確かに市内の中で、その技能・技術であるとか、人付き合い・悩みであるとか、相談支援の場については、ハローワークであるとか、いろいろな機関との連携を進めながら、勤労青少年事業については当課が所管しているので、引き続き進めてまいりたいと考えている。

○井之川委員 課長の説明の中にもあったように、現実問題として、長年の中で、教養講座とかに参加をしている人たちは、元々青少年センターを使っていた大半の方、高齢者の方が活用していたというのは、それは承知しているわけなのだが、実際に、これは市の事務概要書であるが、事務概要の中の年齢別人口を見ると、令和2年、中身は平成27年と書いてあるが、20代が3,700人である。男女合わせて。まあ学生もいるだろうし、働いていない方もいらっしゃると思うが、まあ考えてみて、2,000人くらいの勤労者がいるかなというのは推測がつく。2,000人くらいいけば、それだけ働いている若者がいるということになれば、非常に心強いという感じがするが、そういう勤労青少年の要求というか、どういうことを要求しているのかと。今までやってきたところに参加しないというのは、今までやってきた講座とか教室にはあまり興味がなかったということだと思うわけだが、実際には、いろいろ働いている若い人たちが、自分の技量を上げようとか、職場で人間関係をうまくやっていこう、勤めている会社を盛り上げていこうとか、そういう意気込みがあるような沼田市でなければならないので、ぜひ勤労青少年向けの事業として。今までと同じことをやる必要があるかということではない。やはり、2,000人くらいいると思われる勤労青少年に向けて有効的な、市の活力が高まるような方向での事業を、若い人向けの事業が必要かなと思う。また、次に企業誘致の話も出てくるが、企業が進出しようとする一つの理由は、優良な労働力があるかというのが大事なことである。そういう点を考えると、沼田市もこれからそういう方向に進もうとなれば、優秀な勤労青少年がどんどん育っていくというような市にしなければならないと思うので、ぜひ今の勤労青少年の要求にあったようないろいろな事業展開をしていく必要があるのではないかと思うので、当局の考え方をお聞きしたい。

○産業振興課長 若者の働き方が多様化していることであるとか、余暇の過ごし方も多様化している中で、講座であるとか、場の提供としての事業は終了というような形で報告させていただいたが、やはり地域に若い世代が働いて定着していくことは本市にとって非常に大切なことだと認識しているので、引き続きニーズを探りながら、また関係機関と連携しながら事業の充実に努めてまいりたいと思う。

○井之川委員 よろしく願います。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは2番目、横塚工場適地における企業誘致の進捗状況について。

○中村委員 いよいよこれ、なかなか進捗が図れなかったところに、着手がされていくのかと感じているところであるが、令和4年8月頃の候補地の選定を目指して進むと。それで事業実施主体が県企業局となったときに、地権者の用地の買収・買い上げは企業局が行うと思うが、その用地の地権者の同意というか、買収の交渉は市の企業誘致推進室が行うのかどうか、まずはこれが1点。それと、文化財調査が令和3年12月から令和4年3月までで終了していて、今、報告書をまとめる段階に入っているかと思うが、文化財保護課の所管になるが、こちらの産業振興課で、特に重要文化財等の報告が来ているかどうかは2点目。それと、今後アクセス道路の整備を進めると。これは市のほうでやると思うが、このアクセス道路の整備を進める計画期間、この辺がもし計画してあれば、伺いたい。それともう1点、この地区の地下水調査のときに、井戸水の取水可能量が日量100トンという結果が出ているが、これらで済まない、もう少し水量がほしいという企業がいた場合、これは県になってくると思うが、その辺の水量の増加に対する検討等は進めているのか、その点を伺う。

○産業振興課長 まず、用地の買収・買い上げについては企業局が行うが、同意についての交渉は市が行うのかという質疑であったかと思うが、県の企業局に事業化をしていただいたとしても、本市と連携して進める必要があるため、実際に買い上げる場所は企業局でやっていただけたと思うが、買うまでの交渉的なところは、もちろん企業局と連携しながらであるが、本市が進めていく必要がある。次に、文化財調査についてであるが、令和3年度に行った文化財調査については試掘の調査であって、一部である。トレンチ調査といって、1メートルくらいの穴を掘って、文化財があるかどうかを確認するものであるが、実際、その調査状況によって本調査が必要かどうかであるとか、そういったものを判断するための試掘である。報告は担当課からいただいているが、報告書というような形でまとめるのは本調査になるので、簡単な結果について聞いたところである。住居跡であるとか遺構であるとか、土器など文化財が確認されているが、確認調査であるので、産業団地の中でどのような規模でどのような体制で調査をしていくのかというところは、担当課と協議をしながら進めていく必要があり、本調査は今後、産業団地整備の中で実施していくものである。3点目であるが、アクセス道路の整備の関係であるが、まだ計画期間等は定まっていないが、県の開発協議としては、アクセス道路の整備が条件となっているので、比較的早い段階で進めていく必要があると考えている。また、4点目の地下水調査の日量100トンの部分で、水量の増加のところであるが、今のところまだ具体的な計画、協議はしていない。今後、実際に産業団地の候補地として選定された中で水量の部分についても協議しながら進めてまいりたいと考えている。100トンというのはやはり、水を大量に使う業種は難しいところであるので、水量の増加についても、どういう方法が取れるか検討が必要になってくると思う。

○中村委員 おおむね理解した。今まで本当になかなか進まなかった企業誘致・企業団地の進捗が図られるかと思うが、1点、アクセス道路整備、この道路整備の開発に伴ってやっていくと思うが、このアクセス道路の規格というのは決まっているのか。

○産業振興課長 幅員が9メートル以上ないと開発許可が下りないので、幅員9メートルのアクセス道路を整備する必要がある。

○中村委員 幅員9メートル以上というと、相当の大型車両も入れる道路になろうかと思

うが、ぜひ令和4年8月の候補地選定に選定されるよう、事業化に向けて市のほうも努力していただいで、進めていただけたらと思う。また、企業局で候補地が選定された場合、企業誘致推進室が並行して連携を取りながら進めていくと思うが、名前のとおり、横塚生品なので、所有者は川場の方が相当多いと思う。この辺の交渉についても企業誘致推進室が大変な負担を背負うかな、と思うので、頑張っただきたいと思う。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは3番目、ロシアのウクライナ侵攻による産業における被害について。

○大島委員 これは日本中全体のことだと思うが、コロナから始まってロシアのウクライナ侵攻ということで、日本中がダブルパンチを受けているが、当地区も農業の関係で、ハウスで燃料を使ったり、皆さんも普段乗用車を使ったりして燃料等々もある。まあ当地区は幸いロシアの関係で漁業の問題は多くは関係ない。ただ、末端のスーパーに出てくる品物自体には相当の影響があると思う。まあ今のところそんなに苦情も来ていないという話だが、今後、沼田市にとっても経済に大分打撃が出るので、商工会議所等々と打合せをして、これから進めるということだが、市のほうとしてはどのくらいのことを考えているか。分かる範囲でよいと思うが。

○産業振興課長 先日、国から原油価格・物価高騰等総合緊急対策6.2兆円の政策が示され、その内容について今、理解・情報収集というところで、申し訳ないが具体的な内容・施策についてはまだ検討していないような状況ではあるが、国の施策の状況であるとか県の状況等を見ながら、あとはどうしても財源の確保も大事なことになるので、こういった形の支援ができるかについては、今後しっかり検討してまいりたいと思う。

○大島委員 国からある程度補助金等が出てくると思うが、今のところまだ被害とか苦情がないということは、沼田にとってそんなに影響はないのかと思うが、そんなこともないと思う。これからそういったことをよく精査してまとめてもらって、農業関係、商業関係あらゆるところに打撃が来ていると思う。その辺を、聞き取りでもいいと思うし、電話でアンケートでもいいし、取ってもらって、どのくらい……これは沼田だけではなく、日本中のことであるので。まあその辺をよく精査してもらいたいと思う。先ほども言ったが、商工会議所ともよく話し合いしたり、打合せをして、どれくらいの支援ができるか、こういうことである、というのを早く分かれば調べて皆さんに報告したり、まあ被害があったら報告を受けるといったことだけはしておいてもらいたいと思うので、よろしく願います。

○産業振興課長 実際には影響がどんどん深刻になっている状況だと思うので、事業者の状況について把握し、また、必要な情報についてはしっかり情報提供できるように努めていきたいと思う。

○井上委員 今、話が出た臨時交付金の物価高騰対応分であるが、もちろん産業振興課だけの話ではなくて生活困窮者とかもあるので、いろいろなところに渡ると思うが、沼田市の配分額というのがもし分かれば、教えていただきたいが、全体だから分からないか。

○経済部長 正確なところまでは分からないが、2種類あって、両方合わせると3億4,000万円くらいは来るのではないかと。ちょっと正確かどうか分からないが、3億円は超えているのは確かと思われる。財政課のほうで。2億7,000万円と6,000万円

で分かれていたような気がしたので、また正確なところは調べてみるが。

○井上委員 おおまかな数字が聞ければ大丈夫である。感謝する。

影響・相談がないという話であったが、実際聞いている話だと、もう原油の値段が高いから生産を遅らせているという話も聞く。ハウスで使うのに、原料の価格を商品価格に転嫁できないので、作るとマイナスになるから、そもそも作るのを遅らせているという話を聞いているので、相談がないだけで実際はかなり影響があると思う。電気代なんかもじわじわであるが、一般家庭でも月数千円とか、二、三千円とかは上がっている状況なので、大きくやっている事業所からすると、月数万円とかもっと大きく電気代も上がっていると思うので、実際、影響はかなり出ていると思うので、その辺よく調べていただいて、交付金をうまく使って、生活困窮対策も大事であるが、中小企業支援も大事なので、そちらでもしっかり予算を使っていただいて、対応していただきたい。今のところまだ、具体的なものは無いという話であったが、今後その辺の対応を実際どのようにされていくのか、あれば伺いたい。

○産業振興課長 影響の関係は申し訳ない、相談がないという言い方で、影響があるということは話を聞いている、というつもりであったが、引き続きしっかり情報であるとか、聞き取り、事業者の実態の把握に努めていきたいと考える。今後の具体的なところであるが、先ほど経済部長からも話があったが、財源がどのくらい使えるかということになってくると思うが、方法とすると、事業者支援のやり方、直接支援的な、交付金的なものであるとか、あとは、利子補給も含めた制度融資に絡むものがあるのか、方法についても、どういう形が一番即効性があるのかということも含めて、しっかり考えていきたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

ちょっとよろしいか。

○副委員長 では、委員長。

○委員長 先ほど、大島委員から言われた際に、まだあまり相談がないという話であったが、私自身はパン屋から、小麦が相当高騰していて、ロシアのウクライナ侵攻で、小麦の輸入が結構な割合を占めるということで、小麦粉の価格が相当上がっていると、あと食用油も上がっているというようなことを聞いている。また、これはロシアのウクライナ侵攻による影響というか、燃料高騰であるが、これによって、先ほど大島委員からもあったが、施設農家、大きなところはそれだけでも昨年と比べると2,000万円から3,000万円近く燃料が余分にかかるというようなことも伺っている。また、これは私の家だが、燃料高騰により肥料もかなり上がっていて、大体90万円くらい昨年より余分にかかる。それとマルチも同じように上がっていて、マルチ代もやはり65万円から70万円くらい昨年よりもかかるという形で、結構影響は出ているのかな、というのはあるので、その辺はよく調査していただいて、国と連携しながら、補助のほうを検討していただければありがたい。よろしくお願ひしたい。

○産業振興課長 貴重な意見に感謝する。影響について聞いて、本当にあらゆる面に出ていると認識した。また、私もあるスーパーの経営者の方と別の事業の関係で話をしているときに、物価というか、商品価格は上がっているが、やはり転嫁ができなくて利益率が非常に厳しいという話も伺っていたので、そうした情報把握について努めていきたいと考えている。

○委員長 小麦とか食用油というのは産業振興課であるが、先ほど言ったような肥料とかマルチは農林課に関係してくるので、農林課長にもその辺をお願いして、答弁は結構であるが、よろしくお願ひしたい。

ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で産業振興課を終了する。

イ 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、農林課の所管に係る事項について、報告願う。大竹農林課長。

○農林課長 それでは、農林課の所管事項報告及び調査事項報告について説明させていただきます。

まず、報告事項として、1 令和3年度有害鳥獣捕獲頭数についてであるが、詳細としては、資料6ページを御覧いただきたい。主なものとしては、熊が11頭、令和2年度51頭で40頭の減、猿は46頭、令和2年度133頭で87頭の減、イノシシは140頭、令和2年度457頭で317頭の減、鹿は1,755頭、令和2年度1,794頭で39頭の減であり、捕獲総数としては2,137頭、令和2年度2,672頭で535頭の減であった。

次に、2 CSF（豚熱）関連情報についてであるが、現在までに野生イノシシの感染状況としては、県内では141件、直近では桐生市で出ており、沼田市内では現在までに5件の感染が確認されている。また、先月4月22日に太田市、今月5月10日に桐生市において豚熱の発生が確認された。規模としては、太田市が全3,035頭を4月27日までに全頭殺処分が完了している。また、桐生市においては、5月10日に発生し、当日から殺処分を開始して、現時点での予定として全5,500頭を殺処分する予定とのことである。令和元年9月26日の高崎市、令和3年の前橋市及び桐生市、前橋が2件と桐生市が2件に続く6例目、7例目となる。

次に、調査事項報告として、前回の委員会において、意見交換のあった事項について調査報告をさせていただく。米の活用・利用拡大についてであるが、2月の委員会でも報告させていただいたが、人口減少による国内需要の減退が続くことが見込まれる中で、需要の減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等による消費減退により、在庫の過剰、米価の下落に直面している。主食用米の需要が減少している中、需要に応じた主食用米の生産はもとより、水田をフル活用した大豆・麦類の作付や、飼料用米、新市場開拓用米、備蓄米、加工用米等の非主食用米の作付の拡大、収益性の高い園芸作物への転換により、農家所得の向上と競争力の高い農業を推進していく必要があると思われる。また、農業者の減少や高齢化が進展する中、担い手への農地集積・集約による大規模化を進め、生産性向上に向けた、省力化や低コスト化の取組の推進がこれまで以上に重要となっていると思われる。今後の米の活用・利用拡大としては、先ほども述べたような収益性の高い園芸作物への転換や飼料用米や新市場開拓用米（輸出米）、備蓄米や加工用米（米粉等）等の非主食用米への作付拡大へ推進していく必要があると思われる。また、国においても原油・物価高騰の緊急対策として、2022年度予備費等から農林水産関係に出資する方針としており、輸入小麦対策として、原材料の国産小麦・米粉への切替えや国産小麦の生産拡大・生産性向上を支援するとしているため、今後、国や

県の動向を見守りながら沼田市としても支援してまいりたいと考えている。

以上、農林課の報告とさせていただきます。よろしくお願ひしたい。

○委員長 報告及び説明が終わった。委員の皆さんから質疑を受けたいと思う。報告事項1、令和3年度有害鳥獣捕獲頭数について。

○中村委員 令和元年度、令和2年度とイノシシが404、457なのだが、令和3年度が140。これは相当少ない。何かあるのか。

○農林課長 昨年度10月の上期の報告でも説明させていただいたが、委託に出している鳥獣の専門業者にも確認した限りでは、令和元年度、令和2年度とかなりの頭数を捕獲・殺処分等しているのですが、その影響もあるし、山の木の実とかの豊作もあって、昨年度報告した中にもあったが、里に出てこない、要は罠を仕掛けたりとか、銃で撃つ部分まで出てこなかったというのが一つの減少した原因かと考えている。

○中村委員 そういう原因もあるのか。それと、猿も令和元年度、令和2年度は多いが、令和3年度は少ない。同じような内容なのか。

○農林課長 こちらについても、基本的に猿の場合、殺処分というか、殺すほうではなく、追い払いがメインとなっているので、猿のほうも半分は同じ条件だと思われる。ただ、前も報告したが、今回は減っているが、これがずっと続けて減っていくのか、という部分では不確定要素が多くて、また今年は多くなったりとか、そういう部分が出てくるので、その辺も含めて、対策をもう一回練り直していきたいとは考えている。

○中村委員 了解した。

○大島委員 熊、猿、イノシシ、ニホンジカとあるが、これは大体、どこで一番捕獲したとかは分かるのか。

○農林課長 手元に資料がないが、基本的には全部、捕獲した記録は有害鳥獣害対策センターのほうで取ってあるので……多いのは、利根町管轄が多い状況になっている。

○大島委員 利根町が、猿が多いのか、熊が多いのか、ニホンジカが多いのかという、全体的に利根町が多いということか。この種類。

○農林課長 基本的には全体的に利根町が多いが、猿は池田、利根町、それとイノシシ・鹿についても池田、利根町がメインで、捕獲されるのが多い。

○大島議員 今、聞いたら最初利根町と、池田が出てこなかったのどうしたのかと思った。まあ利根町と池田が特に多いと思うが、ネット等やっているけど、いずれみなかみ町もネットをやってくるだろうから、両方でネットをやってきて、有害鳥獣はどこに行ってしまうのだろうか。これは大変難しい問題なのだが、今後うまくその辺も。言いたいのは、皆さんが春に土壌を作って一所懸命やって、収穫のときに有害鳥獣に荒らされるなんていうことはとんでもない話なので、動物愛護の人も関係あるだろうが、その辺もよく理解してもらって。こんなに被害があるようでは。ある程度捕獲は仕方がないと思う。よく検討してもらいたいと思うがその辺について。

○農林課長 今のところ県の補助事業を使って金網柵を進めているが、国庫補助も含めて、いろいろ検討して……まあ要望している地区がかなりの箇所出てきているので、その辺も含めて検討を進めていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。

それでは2番目、CSF（豚熱）関連情報について。（「なし」と呼ぶ者あり）
よろしいか。

それでは、調査事項報告に移らせていただく。米の活用・利用拡大についてどのように考えているのか、について。

○井之川委員 課長の説明の中で、一番最後のほうに、小麦が大変になっているということで、米粉への切替えという話があったが、沼田市ではこういう取組をしているのかどうか、まず伺いたいということと、米を食べてもらおうという取組は各地でやっていて、全国のJAでもいろいろやっていて、宣伝も出ているが、結局、ご飯を食べていこう、という宣伝が多い。ご飯がおいしいから。それでは今までと変わらないのではないかなと思う。あとは、新潟のJAなんかでは、女子高生が朝、遅刻しそうでパンをかじりながら登校すると、そういうのに引っかけて、おむすびをかじりながら登校するというのを宣伝のメインにして、米を食べてもらおうと、そういう取組をやっているが、米が米のままでは、米離れが進んでいる中で簡単に利用拡大に繋がるという感じはしない。この米粉への切替えというのは前からあるが、やっとな小麦が大変なので出てきたのかというところで、ここにぜひ力を入れる必要があると思いい、その辺について聞きたかったので今回調査事項として出した。お願いしたいと思う。

○農林課長 小麦の高騰による影響で、沼田市としての取組はどうかという質問であったと思うが、前にも話させていただいたが、水田活用の直接支払交付金による、昔でいう転作のものであるが、米粉も対象となっており、麦、大豆、飼料用米、加工用米等への転換をするに当たって、それに対する交付金が支払われるという国の制度があり、それに市としても調整を取って話を進めている状況である。現実、市のほうで直接お金を支払っている部分はないが、とりまとめて市から報告させていただくという事はやっている。また、その後話のあった、おにぎり等、米を使ってというの、国の政策として前から言われている部分があるが、こちらについても沼田市としては特に今のところ努めて推進している部分はないが、今後、国の緊急対策事業として予備費を使って行う補助金等を活用するという事で、その中で肥料の緊急対策や、飼料化への緊急対策、先ほどの小麦のほうの対策等も、予備費を使って補助する考えが国から出されたので、県と連携して今後情報収集をしながら、市としても支援していきたいと考えている。

○井之川委員 米粉であるが、今、最先端で今までの米粉と違って、小麦に負けない・小麦以上だとか、そういう米粉が作れるような状況であると宣伝がされている。そういう新しい、今まで以上に、小麦で作ったパン以上に素晴らしいパンができるみたいな、そういう宣伝がされているので、本当かどうか私なんかは分からないが、その情報を見てみると、今までと違う先進的だという感じがする。米粉が小麦よりも質のいい粉になって小麦で作るパンよりもおいしいパンができるということになれば、一気に逆転して、活用が広まるのではないかという感じがするが、そういう方向での取組・研究はされているのか、伺いたい。

○農林課長 米粉の加工への補助というの、昔から確かにあったが、沼田市としては、沼田の中でこれをやっているという方がなかなかいない。基本的にはやはり米を粉にする部分にコストがかかるので、今のところ手を出している方がなかなかいない。それと先ほど、新しくいい米粉ができるという話にもあったが、緊急対策の中で、令和4年度の一般

予備費で助成するという考えも出ているので、今後は農林課においても検討していきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

○井之川委員 国がそういうところに目をつけて真剣に取り組んでもらえれば、米の在庫が残らないような時代が来るかな、という感じがする。いろいろなやはり技術が進歩しているし、そういう情報もぜひ取り入れてもらって。我々も、インターネットで見るぐらいしかできないが、情報収集はしているわけであるけれども、実際のものに触れられるということはなかなかできないので、ぜひ国が取り組むとか、行政に取り組んでもらえれば、こういう機会に一気に広がるのではないかと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ、以上で農林課を終了する。

ウ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 農業委員会事務局については報告がないため、次に、観光交流課の所管に係る事項について、報告願う。生方観光交流課長。

○観光交流課長 観光交流課の報告事項であるが、7ページとなる。

まず1、老神温泉大蛇まつりについてであるが、老神温泉観光協会主催事業であり、本年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止等を図るため、神事のみで開催とし、大蛇みこしの渡御は行わず、展示を行う。日時は、令和4年5月14日（土）午前10時から赤城神社にて神事を実施、神事終了後は、御湯守の儀等が行われる。午後3時からは赤城神社前の金龍園駐車場にて、小笠原流三々九手挟式、弓の披露があり、こちらは一般の観覧が可能となっている。

続いて2、第83回下田黒船祭への参加についてであるが、本市、姉妹都市である下田市の黒船祭であるが、例年3日の開催であったが、本年度は縮小開催となった。日時は令和4年5月21日（土）、22日（日）、隔年参加している沼田踊りの披露は22日下田市開国市ステージにて午前11時より行われる予定である。

観光交流課からは以上である。

○委員長 報告が終わった。報告事項について委員の皆さんから質疑を受けたいと思う。老神温泉大蛇まつりについて。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。

第83回下田黒船祭への参加について。

○大島委員 沼田踊りの参加ということで、何人くらい行く予定なのか。

○観光交流課長 一般公募し、踊り手22名が参加ということである。

○大島委員 まあ22名、今の時期多く集めてもしょうがないと思うが、ただ、22名であの広場で踊るのも寂しいような気もするので、もう少し、せめて50人近く申し込めないのか。

○観光交流課長 現在踊りをやっている方たちに声を掛けさせていただいた、プラスアルファ、各地域の踊り手の方にも声を掛けたり、あとは広報による一般公募をするわけであるが、実際、踊りを続けている方の高齢化もあつたり、やはりまだコロナが心配だというような部分もあつたりということで、団体でいろいろ活動しているグループでの参加になり、今回22人。それから、数を増やしていくというのは、その魅力をもう少し伝えてい

けるような活動を各団体でしていただければもっと広がるのかな、ということも考えている。

○大島委員 名称が千人おどりというので沼田で有名になっているから、20人くらいでは寂しいと思うが、まあ今コロナの関係でバス、これだって1台だと思うが、2台にすれば50人は集まると思う。その辺も今後よく検討して、あまり向こうに行つて恥ずかしくないお披露目にした方がいいと思うので、その辺よく考えてもらって。

○観光交流課長 参加者になるべく増えてにぎやかにできるように検討はしていきたいと思う。また、申し上げなかった部分であるが、今回の開国市のステージ、そんなに、聞いたら大きくないステージであり、三密も避けるという形で、踊り手一人一人が2メートルずつ離れて踊るということになると、今回ステージでは踊りきれないことになり、下段も使って華々しく披露していきたい計画ではいるそうである。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。

なければ以上で観光交流課を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。6月2日の議会運営委員会で正式な日程が決まるが、候補日としては6月16日ということで承知いただきたい。これについてはよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

なければ、そのように決定する。

以上で経済部を終了する。

（当局退室）

（4）経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 次に、次第（4）経済部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員はあるか。

○中村委員 農林課の所管になると思うが、農業ため池の管理状況。大分、土地改良や用水の関係で設置してから老朽化が激しいと思う。今、地震とか集中豪雨等の災害で崩壊するのではないかと、国の状況・懸念が発表されているので、沼田市内における農業用ため池の管理状況について、確認したいと思う。

○委員長 去年、おとしであったか、川田地区の上川田と宮塚のため池に調査ということで2,400万円、たしか予算が付いた。あと白沢もあったか。

○中村委員 白沢の椎坂峠の手前。

○委員長 その三つか。その三つで2,400万円、調査で予算が付いた。その後どういうふうになったかは聞いていないが、そういった状況を確認ということか。

○中村委員 はい。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 上之町に旧久米邸ができて、大体いっぱいとなる。あれだけ空き地であったから。いつも話を聞いているのは、都市計画とか、街なかの関係で聞いたり、教育委員会に聞いたりしているが、観光交流課に一回聞いてみたい。観光交流課としてどういうふうに活用方法を。駐車場なんか全然間に合わない。いつも満車だ。農産物販売所の前は、

全然空いていない。だからあそこに観光客を呼ぼうなんて言っても、車なんか停めるところがない。観光交流課が真剣に、どう考えているかというのはちょっと聞いてみたい。

○委員長 先ほどの3街区の鳩のところ、あそこを駐車場にしてもいい。あれなら近い。

○井之川委員 空いているなら本当に。結構上之町は、私は停める。ぐるぐる回ってみたりするのだが、いつも満車である。本当に。

○大島委員 あそこは利用していないのだよね、大正ロマンのところなんかは。いっぱいということは、ほかにどこ行っているのか。

○井之川委員 今はバスで来ている。券をもらって、歩いている。

○委員長 農産物を買いに来る人もいるから。そうすると一般観光客というか。大正ロマンの町が見られるといっても駐車場がない。

○井之川委員 銀行が有料で……

○委員長 有料である。

○大島委員 あれ、取ってしまった。

○委員長 そうなのか。ではただか。

○大島委員 あそこは取ってしまった。入り口のところのあれは、なくしてしまった。

○井之川委員 評判が悪かったのか。金を取るけれど、誰でも停められた。逆に言えば。

○副委員長 30分まで無料であったか。たしか。

○大島委員 取ってしまったよな。

○副委員長 いえ、分からない。

○委員長 私も見ていない。

○井之川委員 まだ有料だと思っていた。それで金さえ払えば、銀行以外のお客でも置いて。そう思っていたが、本気で観光客を集めようと思えば、今の駐車場では全然間に合わない。観光交流課に聞いてみて。何というか、あれは、名前になっていた……

○井上委員 上之町歴史的建造物群。

○井之川委員 そう、上之町歴史的建造物群の観光活用について。それで、今月何か久米邸の勉強会があったりして、持ってくるのだよね。

○大島委員 駐車場は、ベラヴィータとか、使っていない日は借りるとか。

○委員長 ああ、ボウリング場の脇の。

○大島委員 あそこは近い。

○井之川委員 そういうのをちょっと考えなければ駄目だ。

○委員長 バスなんかも向こうに行くのもいいのか。でもバスは農産物を買っていつでもらうのにあそこがいいのか。

○井之川委員 でも2台しか停まれないだろう。

○大島委員 そちらに置いてある。ボウリング場のほうに。

○委員長 バスは向こうのボウリング場のほうがいいよね。ベラヴィータの。

○井之川委員 だから、お客はそこで降ろして、運転手がバスだけ持っていけばいい。それで帰る時間にまた来ればいい。大体どこもみんなそうだ。すごく混んでいるところは。

○大島委員 そういう、何か利用するときは使えないから、よくすり合わせて。

○井之川委員 そういうことを、もう考えておかなければ駄目である。観光交流課が。

○委員長 ベラヴィータと交渉して借りるとか。

○大島委員 あとボウリング場だ。ベラヴィータは意外に、結婚式だとかあれば使えないから。

○委員長 どこの町だったか、やはり大正ロマンの町があって、袴みたいなものを着せて、着付けから何からで5,000円くらい取っているところがテレビで出ていたが、沼田はただ貸す。まあ、あれは本物ではない、ワンピースみたいになっているが、ただで貸してもらえるのでは、結構いいのかな、という気はする。

○井之川委員 ちょっと金取ったって、着物屋が喜ぶのではないか。目の前の。そういうタイアップするとか、いろいろ考えて……

○大島委員 今なんか足が。下駄の丸山さんとか結構有名になってきたから、下駄を履いて歩きませんか、とか。そうすれば簡単でいい。一つのアイデアとして。

○井之川委員 一番いいのはテレビドラマなんかでそれを映してもらえば。上田城がそう。上田城のやぐらを作ったとき、あそこでテレビドラマの撮影で何回か出た。そうしたら、どっとお客が来るようになった。全部見せなくても。いいところだけ。

○大島委員 周り全部そうだと思うから。

○委員長 来てみて、何だ、これしかないのか、と。

○大島委員 あの町なんか本当にすごくあるから。川越。

○井之川委員 川越みたいにする気なら、本気でしなければ。

○大島委員 沼田だって蔵がいくつああって、もったいなかった。潰さないで。

○井之川委員 まちづくりでやってしまっているから、観光交流課とかが口を出して、それは残しておけ、とか、そういうふうにならなければやはり駄目だ。

○大島委員 観光につなげるように。

○井之川委員 町の方は補償金が幾らだなんて計算して、これはどかそう、壊そう、として、そうやってどんどん壊していつってしまったけれども、もう少し後々のことを考えて。

○大島委員 だから駐車場なんて小学校がある。小学校の西の校庭、沼小の。西なんかは空くのだから、あそこを駐車場にすれば、公園と街なかと、ちょうど。

○井之川委員 沼女が沼高に行ってくれば、そっくり駐車場だ。

○委員長 結構バスが来ているときは、沼田の街なかを歩いている人が多い。

○井之川委員 本気で考えていかなければ駄目だ。5年後とか。せつかく。次回、入れてもらって、大正ロマンの……歴史的建造物群の観光活用について、というので、本気で観光交流課に考えてもらわなければ。

○委員長 はい。事務局。

○事務局 確認させていただく。1点目であるが、農林課に対して、農業用ため池の管理状況について。2点目であるが、上之町歴史的建造物群の観光活用について。

○井之川委員 そう。それで観光交流課が答えれば。

○委員長 また何かあったら、言っていただければ。

ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で経済部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

（5）今後の日程について

○委員長 次に、（5）今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。報告のとおりでよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ほかに、委員から何かあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。